

令和3年7月8日又は9日

定員：各日30名

「フルハーネス型墜落制止用器具 使用作業者特別教育」

を開催します

対象者 高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行う労働者



受講料 12,000円(非会員)

(1名分) 10,000円(鳥取県労働基準協会会員)

受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和3年7月8日又は9日

(学科)8時50分から14時30分(実技)14時45分から16時45分

研修時間6.5時間(研修4.5時間+実技2時間)

研修場所 鳥取県労働基準協会会館(鳥取市若葉台南1-17)

受講申込みの締切日
及び受講料支払い期限 令和3年6月30日(水)

実技教育を受講の際には、可能な限り「フルハーネス型墜落制止用器具、ランヤード」一式をお持ちください。また、実技教育にふさわしい服装、履物で受講してください。ヘルメットは使用しません。



お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和3年6月30日(水)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が各日の募集定員(30名)を超えた場合には、希望日の変更をご提案する場合があります。また、両日の定員を超えた場合は、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 特別教育終了後に事業所へは「受講者記録」を、受講者には「特別教育修了証」を交付します。
- ③ 受講申込み後は、令和3年6月30日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ④ 当会館駐車場「P」(満車の場合は地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。
- ⑤ 本特別教育は、建設業においては「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課(TEL 0857-29-1707)へお問合せください。



特別教育のお問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者はマスクを持参、着用してください。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。受講受付時に検温を行いますのでご協力をお願いいたします。なお、その際発熱等が認められる場合は受講をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

